第４号様式（第７条関連）

横浜市イベント開催時の短時間預かり試行実施事業補助金

安全基準確認書

令和　　年 　月 　日

（提出先）

横浜市長

（提出者）

短時間預かりを実施するうえでの横浜市イベント開催時の短時間預かり安全基準を満たしていることを確認しました。

〇　横浜市イベント開催時の短時間預かり安全基準

|  |
| --- |
| １　預かり児童の条件等  　　(１)　本事業で預かる児童は、満３歳から小学２年生までとする。  　　　　　なお、小学３年生以上の預かりについては、安全性等が確保できる場合において行うことができる。  　　(２)　児童１人あたりの利用時間は、１回につき４時間未満とする。  　　(３)　預かり時については、午睡及び食事の提供は行わない。  ２　預かり従事者の資格及び配置人数  　　本事業の実施にあたっては、預かり従事者等を以下のとおり配置すること。なお、必要な事務を行う者（事務員等）の配置については任意とするが、一定数の配置が望ましい。  　　(１)　預かり従事者は以下の資格等を有する者とする。  　　　ア　保育士  　　　イ　看護師（准看護師を含む。以下同じ。）  　　　ウ　幼稚園教諭  　　　エ　小学校教諭  　　　オ　養護教諭  　　　カ　子育て支援員研修（地域保育コース）を修了した者  　　　キ　全国保育サービス協会「認定ベビーシッター」資格認定を受けた者  　　　ク　チャイルドマインダーとして認定機関から認定された者  　　　ケ　放課後児童支援員認定資格研修を修了した者  　　　コ　その他、本事業における預かり従事者として市長が認める者  　　(２)　利用定員16人を超える施設等  　　　ア　預かり従事者は、預かり児童16人以上につき１人以上配置すること。  　　　イ　預かり従事者は、常時２人以上配置をすること。  　　　ウ　利用定員又は各日の利用者数に応じた預かり従事者を配置すること。  　　　エ　預かり従事者数を満たす場合でも、届出した定員を上回る預かりは実施できない。  　　(３)　利用定員が15人以下施設等  　　　ア　預かり従事者は、常時１人以上配置すること。預かり従事者を含め、預かりに従事する職員につい  ては常時２人以上を配置すること。  　　　イ　預かり従事者数を満たす場合でも、届出した定員を上回る預かりは実施できない。    ３　施設の構造設備及び面積等  　　(１)　常設型  　　　ア　施設のうち、本事業に使用する範囲の面積は、預かり児童１人当たり3.3㎡以上とする。  　　　イ　利用定員については、本事業に使用する範囲の面積を、3.3㎡で除して小数点以下を切り捨てして  得た数値以下とする。  　　　ウ　大規模小売店舗立地法に規定される届出を行った商業・集客施設に施設が所在すること。  　　(２)　非常設型  　　　ア　施設のうち、本事業に使用する範囲の面積は、預かり児童１人当たり1.98㎡以上とする。  　　　イ　利用定員については、本事業に使用する範囲の面積を、1.98㎡で除して小数点以下を切り捨てし  て得た数値以下とする。  　　(３)　共通  　　　ア　預かりを実施する場所について以下の点に配慮し、安全が確保されている。  　　　　①飛び出し防止  　　　　②指つめ防止  　　　　③角部の養生  　　　　④感電防止  　　　　⑤地震対策  　　　　⑥転倒防止  　　　イ　預かりを実施する施設内に、床面において300ルクス以上の照度を確保する照明器具の設置があ  る。  　　　ウ　預かりを実施する施設内又は同一フロア内等に、預かり児童が利用できる便所及び手洗設備があ  る。  ４　非常災害に対する措置  　　(１)　消火用具の設置場所や使用方法について、預かり従事者及びその他職員全員が理解している。  　　(２)　非常口は、火災等非常時に預かり児童の避難に有効な位置に適切に設置されている。  　　(３)　避難・消火等の訓練（消火活動、通報連絡及び避難誘導等の実地訓練を原則とする。）を年２回以上実施している。  　　(４)　（消防法上30人以上の施設は対象）消防計画が適正に作成され、届出が行われている。  　　(５)　（消防法上30人以上の施設は対象）防火管理者の選任届出が行われている。  ５　預かり従事者の姿勢等  　　(１)　預かりに従事する職員全員が、児童の最善の利益を考慮し、児童を預かるものとして、適正な姿勢である。  　　(２)　児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めたりすることがない等、児童の人権に十分配慮している。    ６　健康管理・安全確保  　　(１)　児童の預かり時に、施設で定める必要な情報（氏名、年齢、体温、怪我の有無等）を保護者等から、  適切に取得している。  　　(２)　児童の預かり時の状況（怪我の有無、健康状態の変化等）について、保護者に適切に連絡を取れる  体制を有している。  　　(３)　事故発生時等の応急措置に必要な医薬品及びその他衣料品等を常備している。  　　(４)　感染症拡大防止の観点から、感染症に罹患している児童の預かりを断る場合の基準が定められている。  　　(５)　保護者の緊急時の連絡先を取得し、預かり従事者を含めた全ての従事者に共有又は確認ができる  ようになっている。  ７　帳票、計画及びマニュアル等の整備  　　下記に示す帳簿等を作成、常備すること。  　　(１)　預かり従事者の氏名、連絡先、資格等を証する書類等の写し、採用年月日等が記載された帳簿  　　(２)　本事業を実施するにあたって、損害賠償保険等に加入しており、保険の補償内容が確認できる書  　　　　類  　　(３)　緊急時の対応や預かり従事者の役割分担等に関するマニュアル（緊急時対応マニュアル）  　　(４)　非常災害時に対する具体的な計画や訓練の計画、訓練実施記録  ８　横浜市への報告等  　　(１)　預かり時に、児童が死亡又は重傷事故（全治30日以上又は意識不明など）が発生した際は、遅滞なく横浜市に報告を行うこと。  　　(２)　認証時から届出内容等に変更があった場合は、遅滞なく横浜市に報告を行うこと。 |